

警備員教育を行うことができる者の指定の手続き

1 指定の要件

当県における指定は、原則として、次の全ての要件を満たす場合のみ、十分な能力を有し、かつ、真に必要なものと認め、行うこととします。

- (1) 旧資格者証を有する者
- (2) 警備員教育を行う者として十分な能力を有する者に該当する理由があるもの
- (3) 業務別教育については、業務別教育に継続して1年以上従事しているもの
- (4) 新法の施行日以降、主に警備員教育の業務に従事しているもの
- (5) 指定を必要とする理由があるもの
- (6) 特例措置講習を受講しなかったことについて、やむを得ない理由があるもの

2 指定の手続き

- (1) 指定は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により行います。
- (2) 申請者は、次の事項を記載した「指定申請書」を公安委員会に提出してください。

- ア 申請者の氏名及び住所
- イ 指定を申請する旨
- ウ 申請者が行う警備員教育の内容
- エ 警備員教育を行う者として十分な能力を有する者に該当する理由
- オ 指定を必要とする理由
- カ 警備員教育を行う期間

- (3) 書面の添付

申請書には、次の書面を添付してください。

- ア 基本教育の指定を受ける者
 - (ア) 旧資格者証の写し
 - (イ) 新法施行後に基本教育の業務に従事した経歴を明らかにした書面（「経歴書」）
 - (ウ) 新法施行後、主に警備員教育の業務に従事していることを警備業者が証明する書面（「警備員教育従事証明書」）
 - (エ) 特例措置講習を受講しなかったことについて、やむを得ない理由を記載した書面（「理由書」）
- イ 業務別教育の指定を受ける者
 - (ア) 旧資格者証の写し
 - (イ) 新法施行後に業務別教育の業務に従事した経歴を明らかにした書面（「経歴書」）
 - (ウ) 新法施行後に業務別教育の業務に継続して1年以上従事していること、及び主に業務別教育の業務に従事していることを警備業者が証明する書面（「警備員教育従事証明書」）

- (I) 特例措置講習を受講しなかったことについて、やむを得ない理由を記載した書面
（「理由書」）

3 基本教育及び業務別教育を行うことができる期間

(1) 基本教育

平成19年11月21日以降の指定書を交付した日から申請者が警備員教育の業務から離任するまでの間とし、申請書の該当欄に期間を明記してください。

(2) 業務別教育

平成19年11月21日以降の指定書を交付した日から平成22年11月20日までの間とし、申請書の該当欄に期間を明記してください。

4 指定書の交付

申請者について、前記1の要件の全てを満たすと認められるときは、「指定書」を交付します。

5 指定の要件を満たさない場合の措置

申請者が提出した前記書面等により審査した結果、前記1の要件を満たすと認められないときは、「指定書不交付通知書」により申請者に通知します。

6 指定書の書換え

氏名、住所等指定書の記載内容に書換え事由が生じたときは、「指定書書換え申請書」により指定書の書換えの手続きを行ってください。

7 指定書の再交付

指定書を亡失又は滅失したときは、「指定書再交付申請書」により、指定書の再交付の手続きを行ってください。

8 指定書の返納

指定を受けた者が、警備員教育の業務から離任する等返納事由が生じたときは、「指定書返納理由書・届出書」により、速やかに指定書を公安委員会に返納してください。

9 申請書等の様式

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定書書換え申請書（様式第4号）
- (3) 指定書再交付申請書（様式第5号）
- (4) 指定書返納理由書・届出書（様式第6号）
- (5) 経歴書（様式第7号）
- (6) 警備員教育従事証明書（様式第8号）
- (7) 理由書